

入間川流域緊急治水対策プロジェクトに 関する説明会（（仮称）都幾川遊水地）

令和5年2月11日

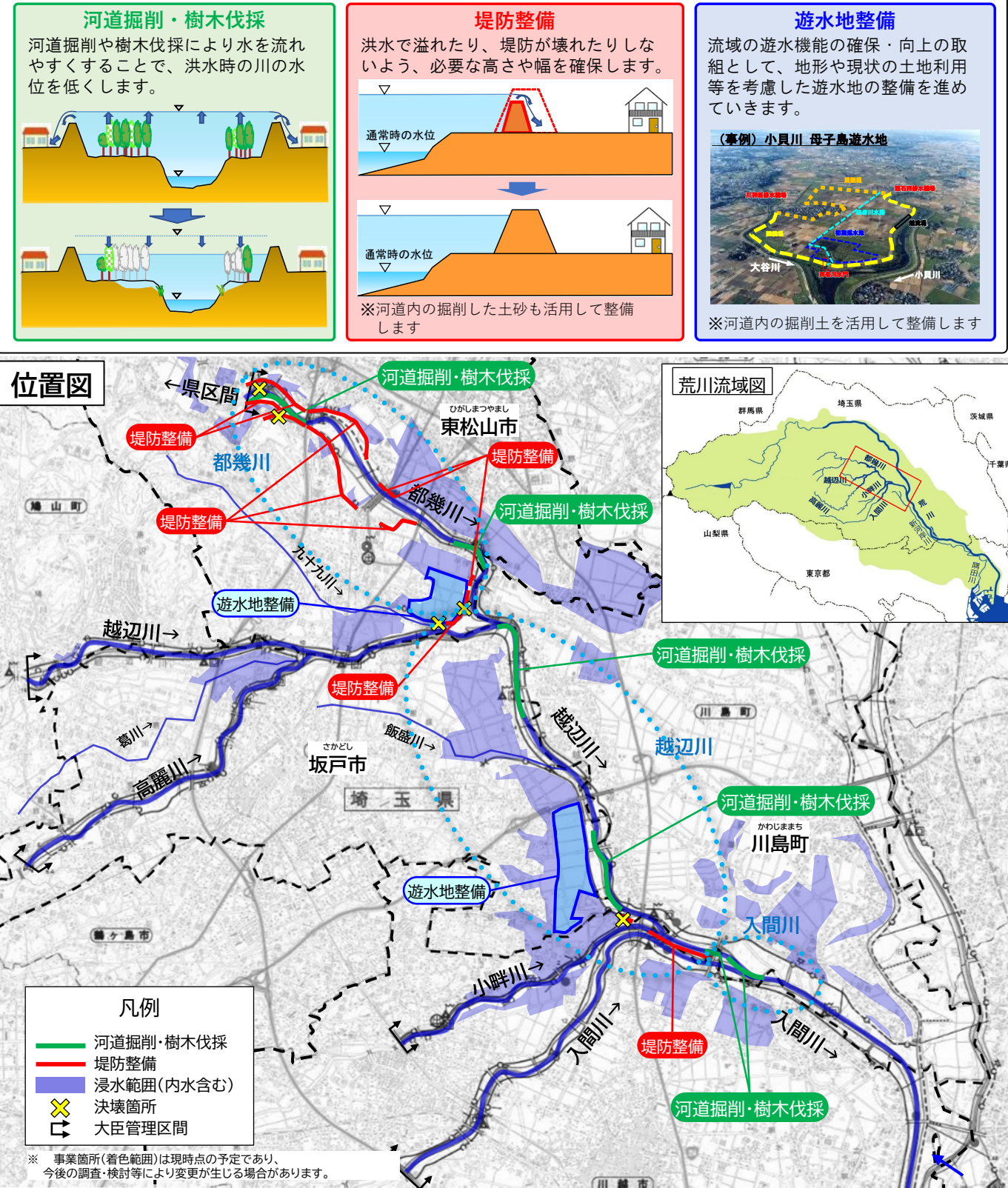
荒川上流河川事務所

1. 入間川流域緊急治水対策プロジェクトの進捗状況について ……P2
2. 遊水地計画・検討のこれまでの経緯 ……P3
3. (仮称)都幾川遊水地の計画について ……P4
4. (仮称)都幾川遊水地の標準的な形状について ……P5
5. 用排水路の付け替えについて ……P7
6. 道路機能の確保について ……P8
7. (仮称)都幾川遊水地整備計画予定地のアンケート調査について…P9
8. 遊水地整備に関するこれまでの主なご質問に
対する荒川上流河川事務所の考え方 ……P11
9. 遊水地整備後の内水への影響について ……P24
10. 農地、農業用施設が被災した場合の復旧方法について ……P25
11. 今後のスケジュールについて ……P28

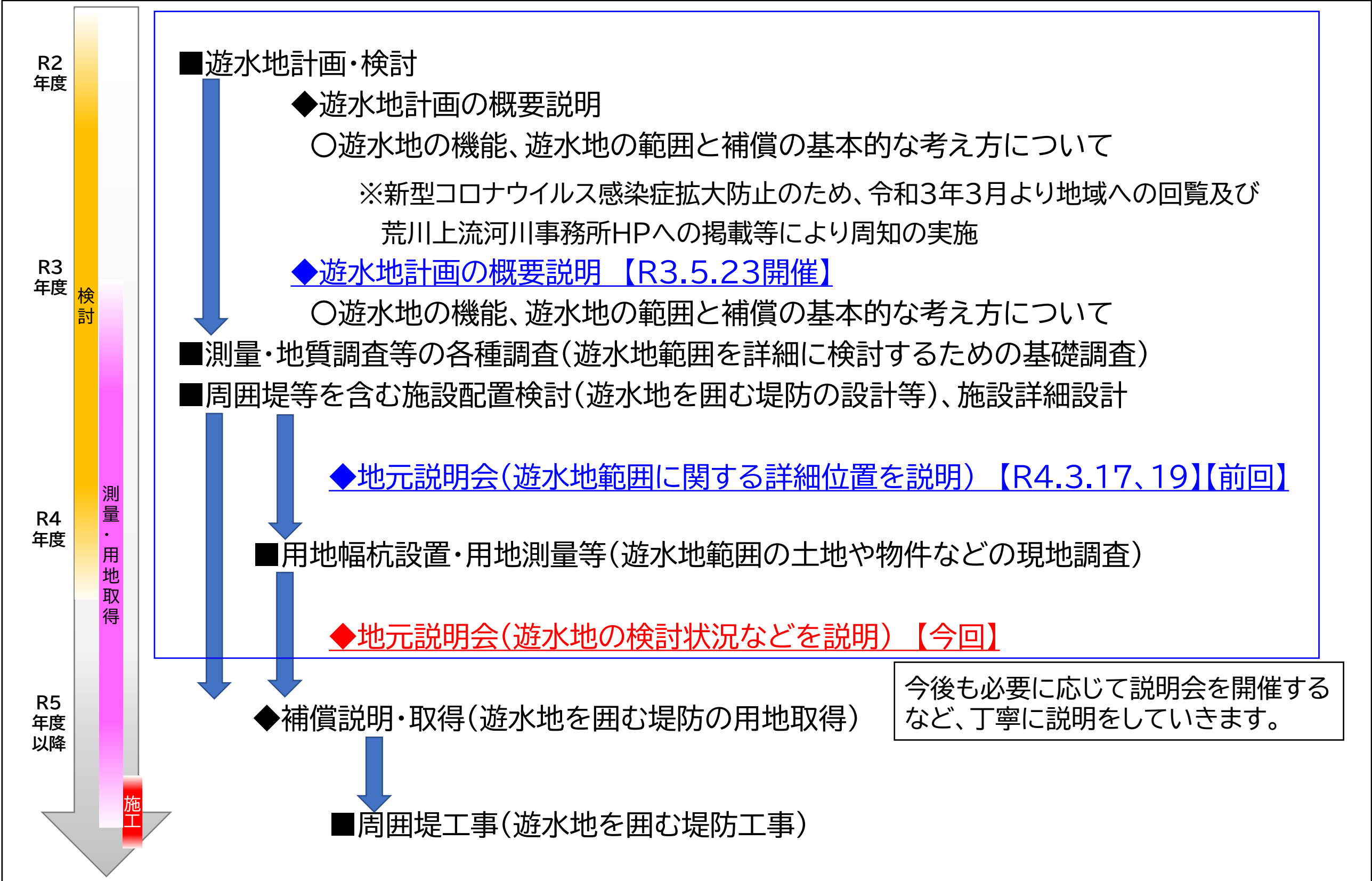
1. 入間川流域緊急治水対策プロジェクトの進捗状況について

【R5.1月末時点】

- 令和元年東日本台風と同規模の洪水に対して、再度災害を防ぐことを目標に、令和6年度までに河道掘削、堤防整備等を実施し、遊水地整備を進めていきます。
- 減災に向けた更なる取組として、関係機関等が連携し、円滑な水防・避難行動のための体制等の充実を図ります。



2. 遊水地計画・検討のこれまでの経緯



※遊水地整備に伴い必要となる施設の検討や遊水地内の補償の調整なども並行して進めていきます。
※現時点の大まかなスケジュールであり、必要に応じ見直す場合があります。

- ・周囲堤、越流堤、減勢池、地内水路、初期湛水地、排水門等の位置を示します。
- ・各施設の構造などについては、引き続き詳細な設計を行っていきます。

用排水樋管
(ようはいすいひかん)
用排水路を遊水地内に入れるための施設です。

※遊水地整備に伴う内水への影響を検討し、影響が生じる場合には回避する対策を検討していきます。

周囲堤(しゅういてい)
遊水地を囲む堤防です。

地内水路(ちないすいろ)
洪水時に越流堤を越えた水を初期湛水池に流下させるための水路です。

初期湛水地
(しょきたんすいち)
初期の洪水をためるための施設です。

○管理施設
遊水地を管理するために必要なカメラや警報装置などの設備です。詳細な施設や設置位置については検討中です。

越流堤(えつりゅうてい)
遊水地に計画的に水が流れるよう、周辺の堤防より一段低くした堤防です。

減勢池(げんせいち)
越流堤を越えて流れ込んでくる水の勢いを弱めるために設ける施設です。

○浮遊ゴミ対策施設 等
遊水地で整備する施設にあわせた土砂、ゴミの拡散防止対策について他事例も踏まえながらできるだけ遊水地内に流入しないように対策について検討していきます。

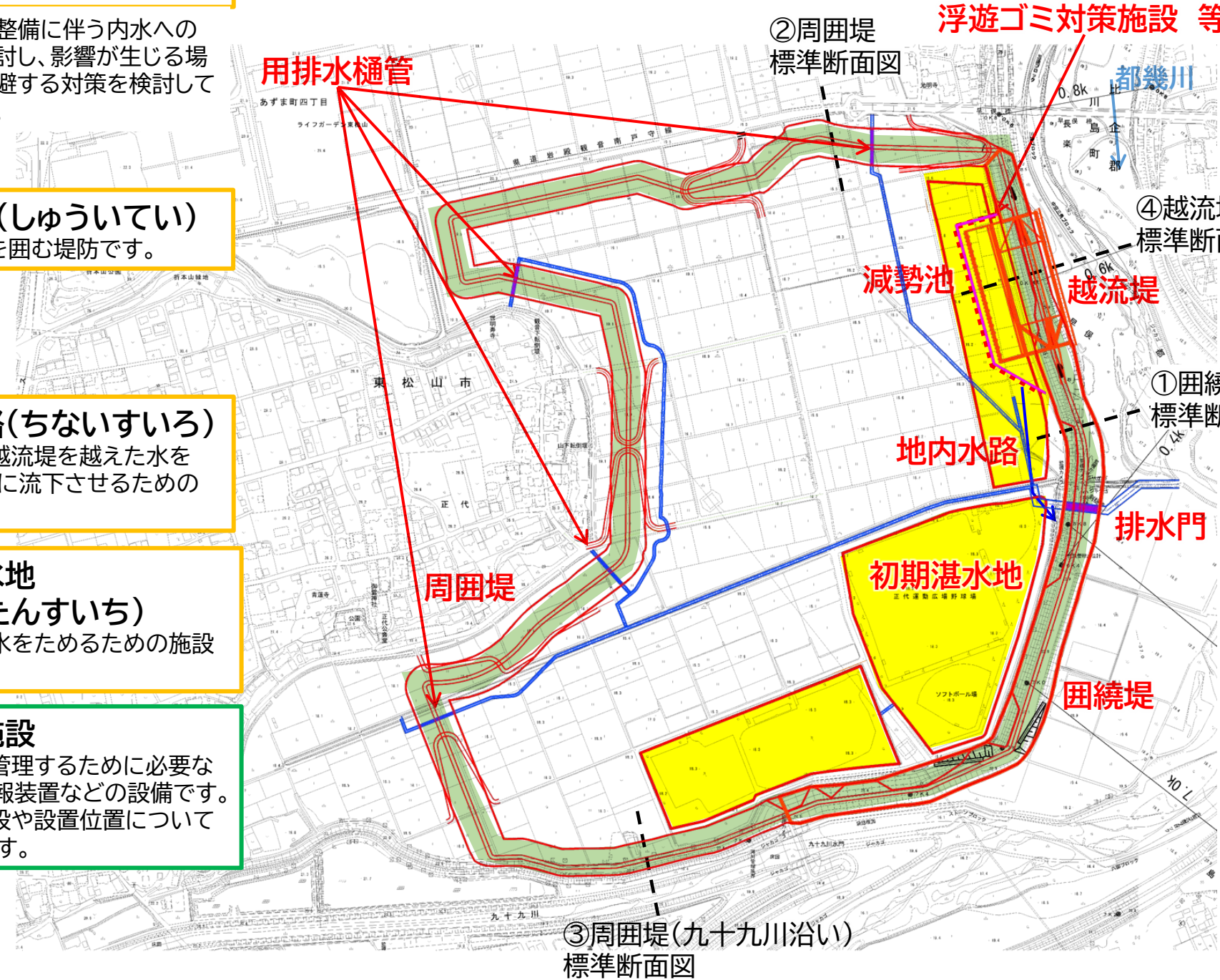
■浮遊ごみ対策の設置イメージ



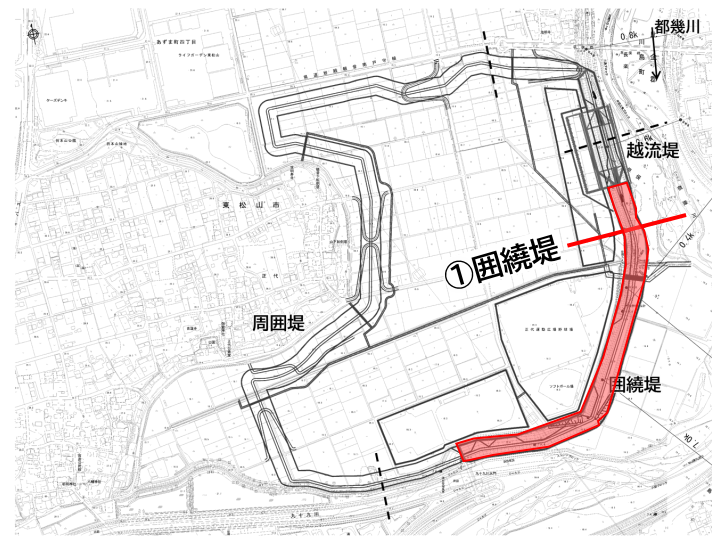
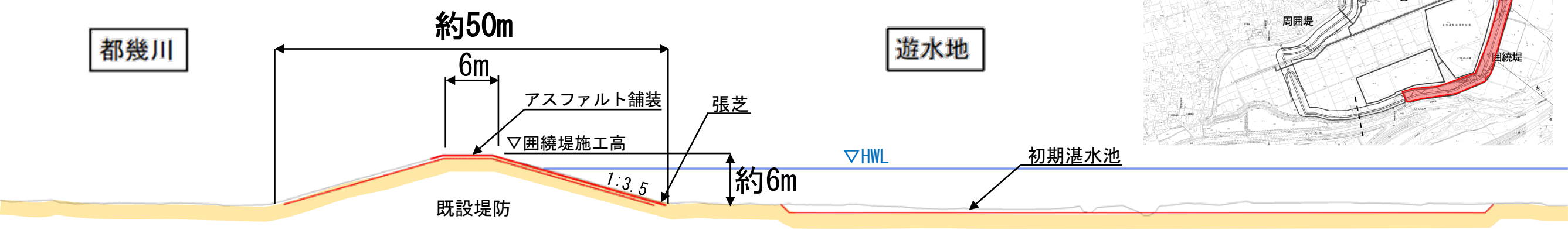
牟田辺遊水地（多久市南多久町）の貯留状況
(7/13 15:30頃)
写真: 網場の稼働事例(牟田部遊水池)
出典 九州地方整備局ホームページ

排水門(はいすいもん)
遊水地に一時的に貯めた川の水を洪水後に排水する施設です。

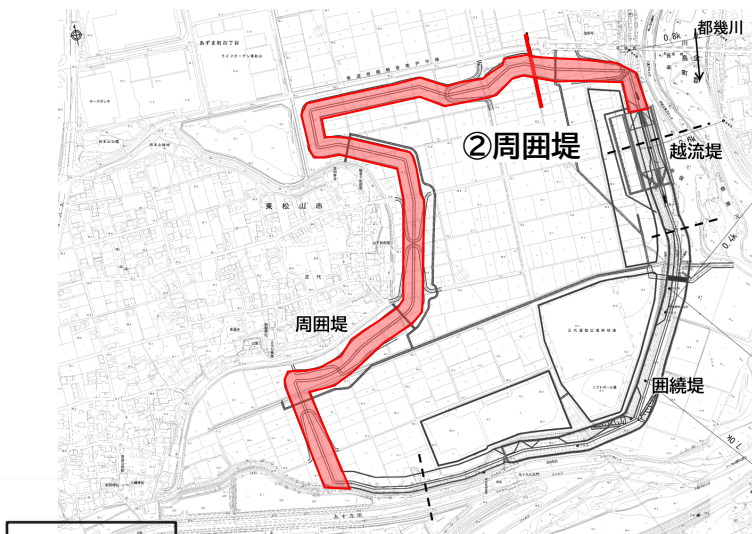
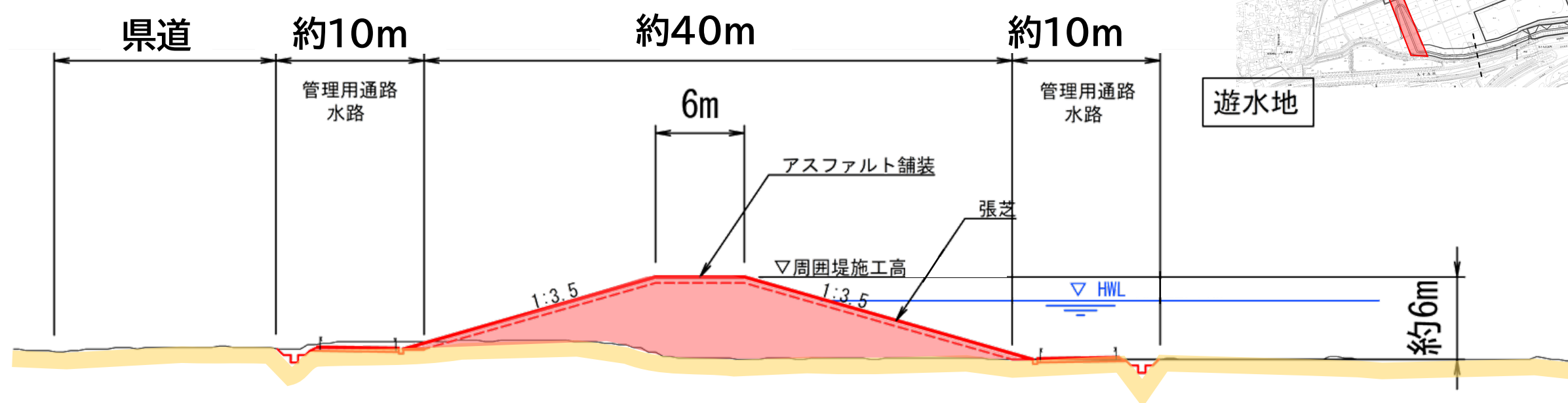
囲繞堤(いぎょうてい)
都幾川と遊水地の仕切りの堤防です。



① 囲繞堤(いぎょうてい)
・都幾川と遊水地の仕切りの堤防です。



② 周囲堤(しゅういてい)
・遊水地を囲む堤防です。
・現地状況により、坂路や樋管を設置します。



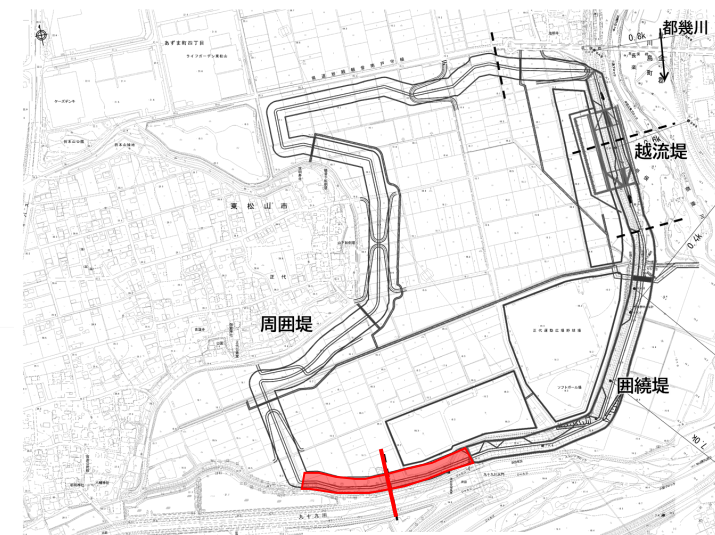
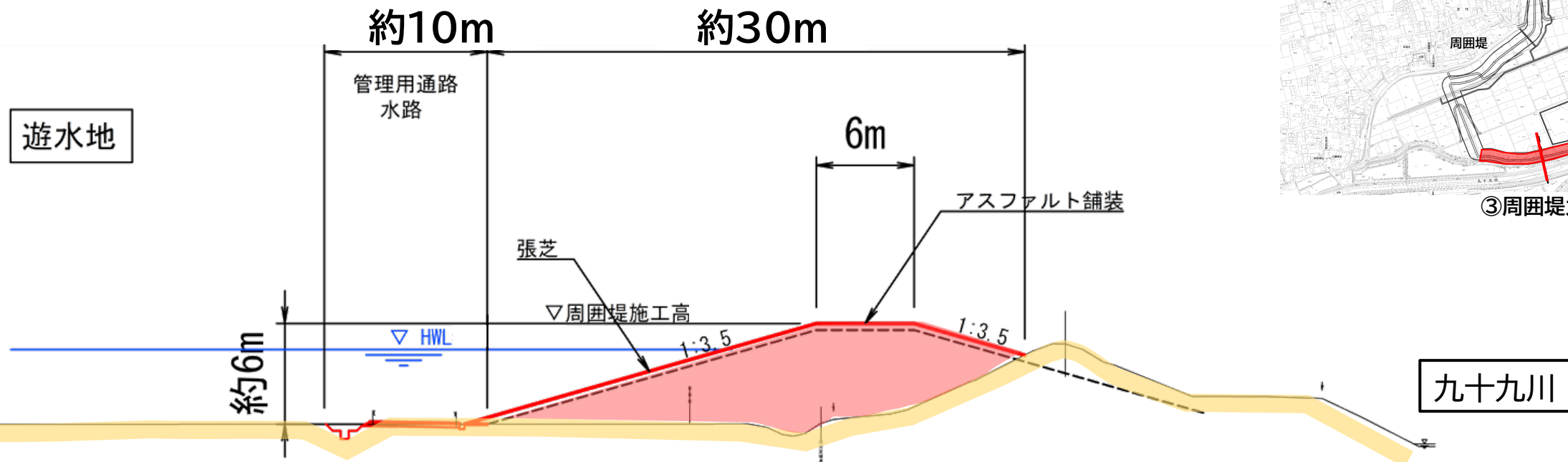
※上記は標準的な断面を示したものであり、現地状況等により細部は変わる場合があります。

4. (仮称) 都幾川遊水地の標準的な形状について2

令和4年3月説明会資料再掲

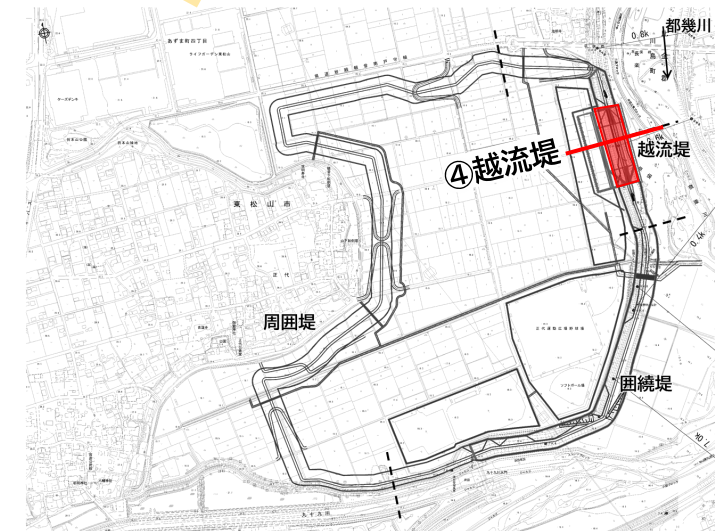
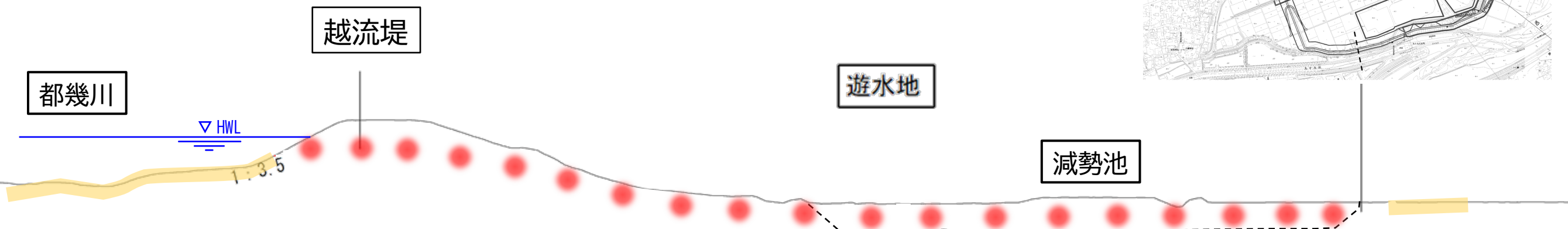
R5.2.11
入間川P説明会配付資料

- ③周囲堤九十九川沿い(しゅういていつくもがわぞい)
- ・遊水地を囲む九十九川沿いの堤防です。
 - ・都幾川の計画に合わせた堤防の高さ・幅で整備します。



③周囲堤九十九川沿い

- ④越流堤(えつりゅうてい)イメージ
- ・遊水地に計画的に水が流れるよう、周辺の堤防より一段低くした堤防です。
 - ・越流堤の構造、高さ、幅については、現在検討中です。

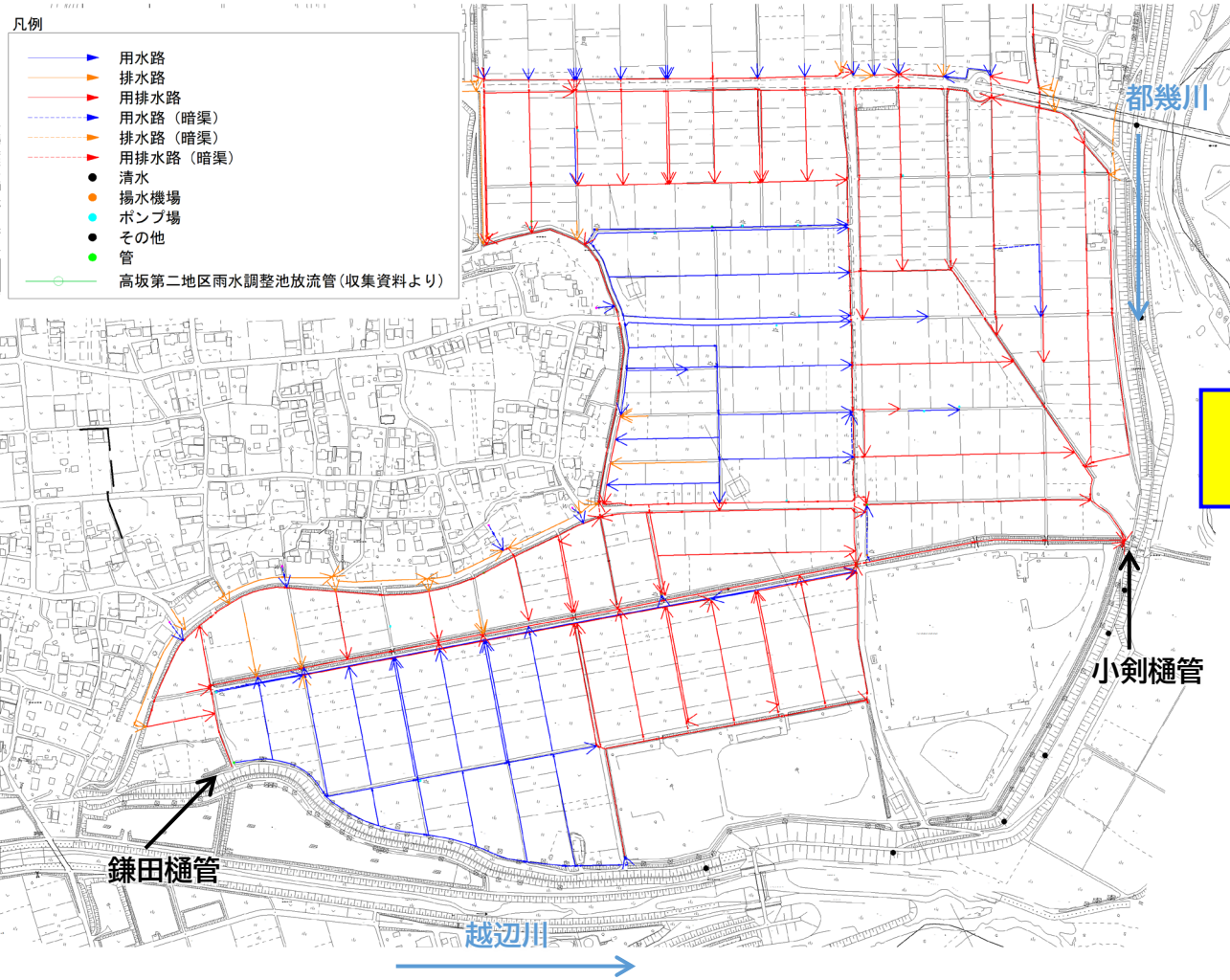


④越流堤

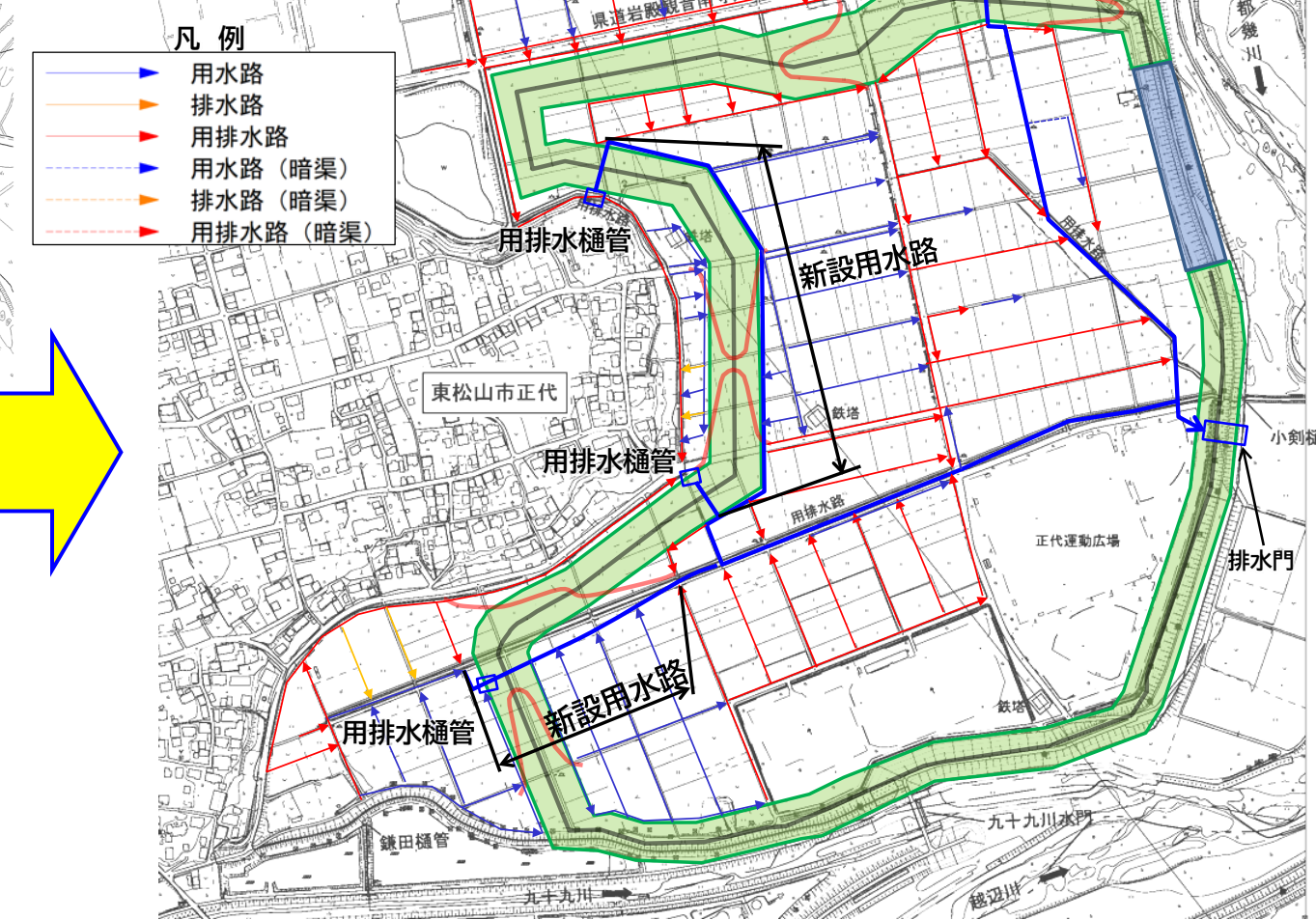
※上記は標準的な断面を示したものであり、現地状況等により細部は変わる場合があります。

・周囲堤により分断される用排水路については、付け替えを行い、現状の用排水機能を確保します。

現況



遊水地整備後イメージ

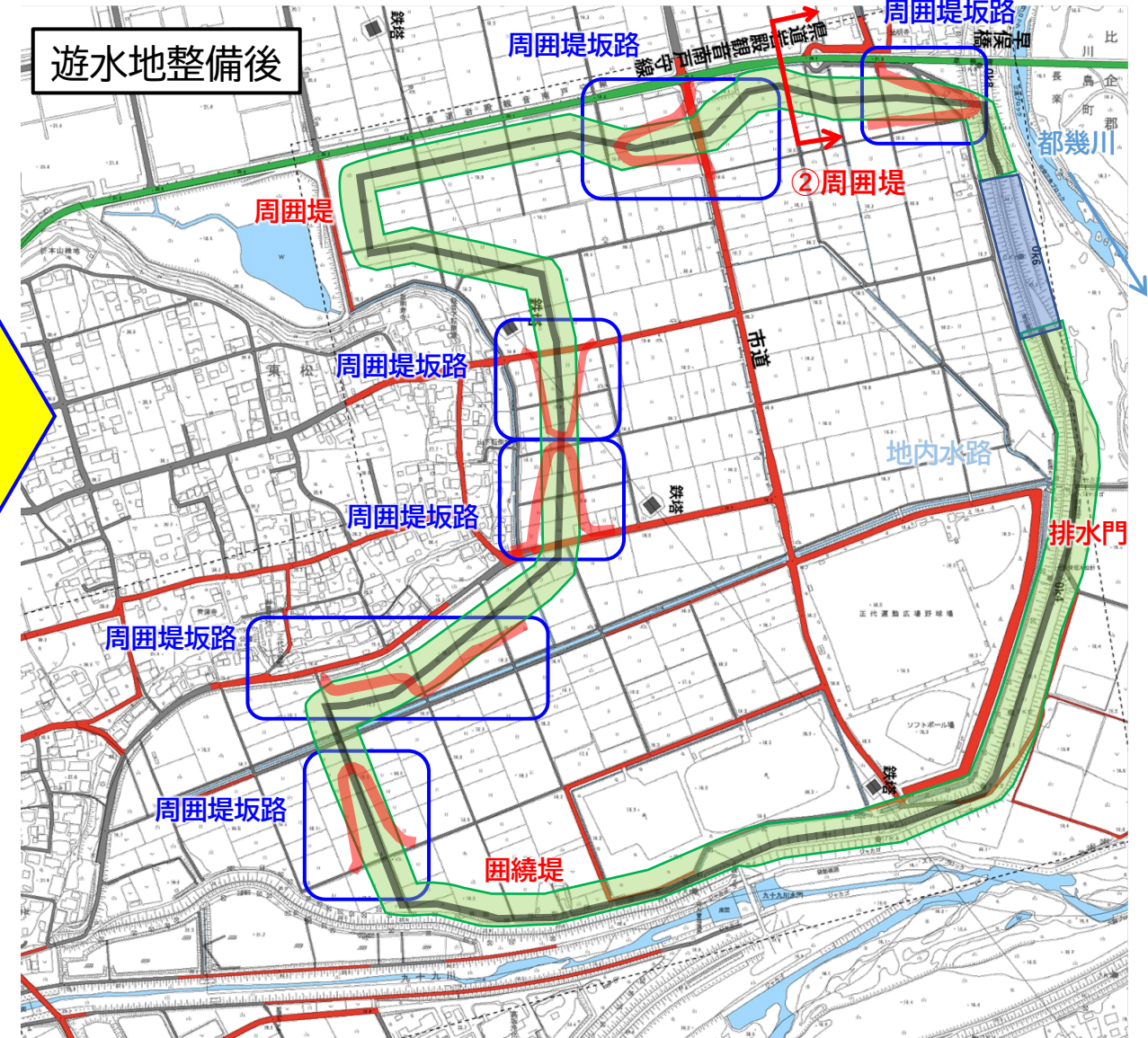
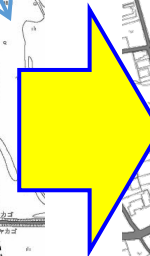
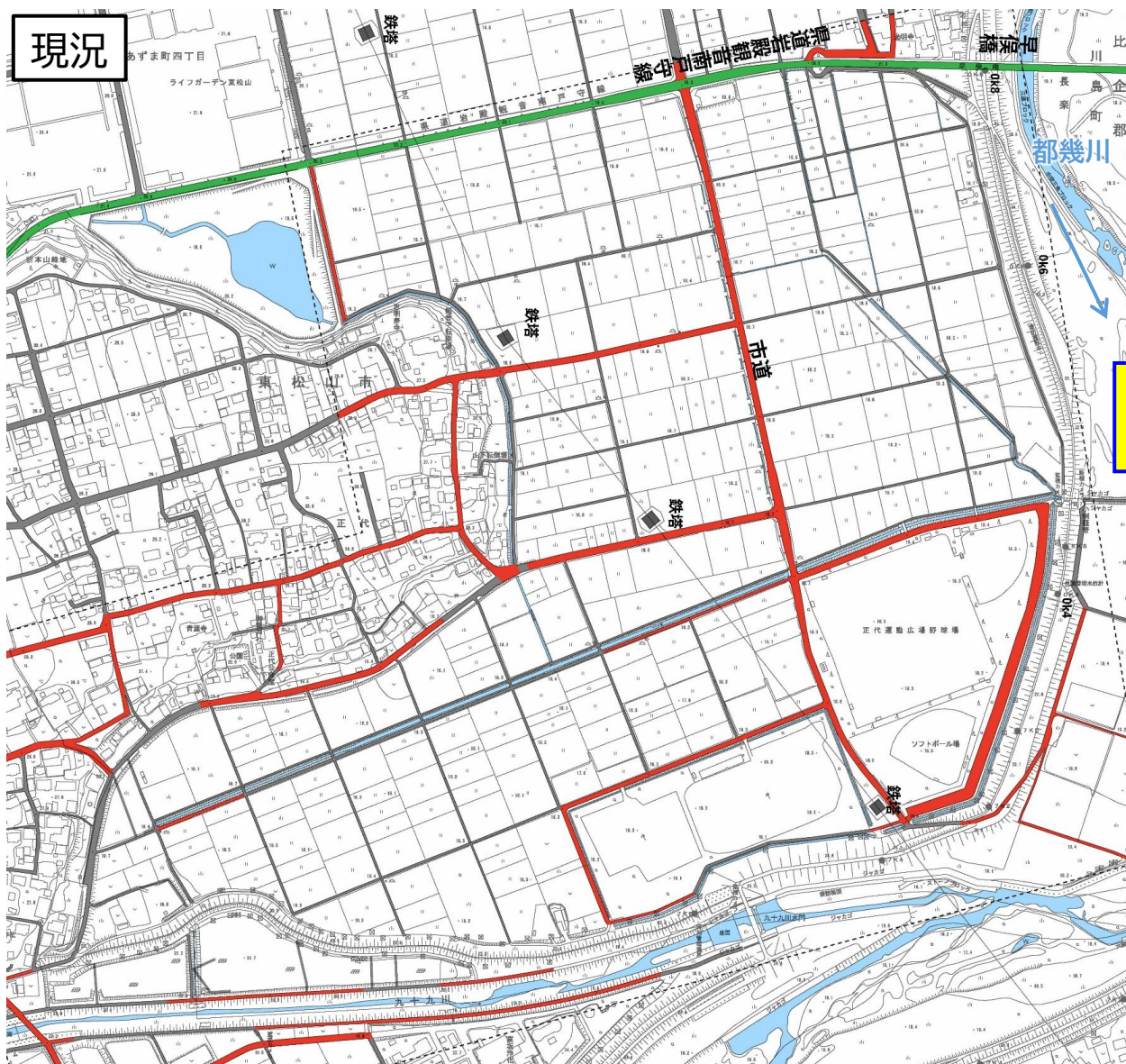


※全体の施設配置を概ね示したものであり、細部については変更となる場合があります。

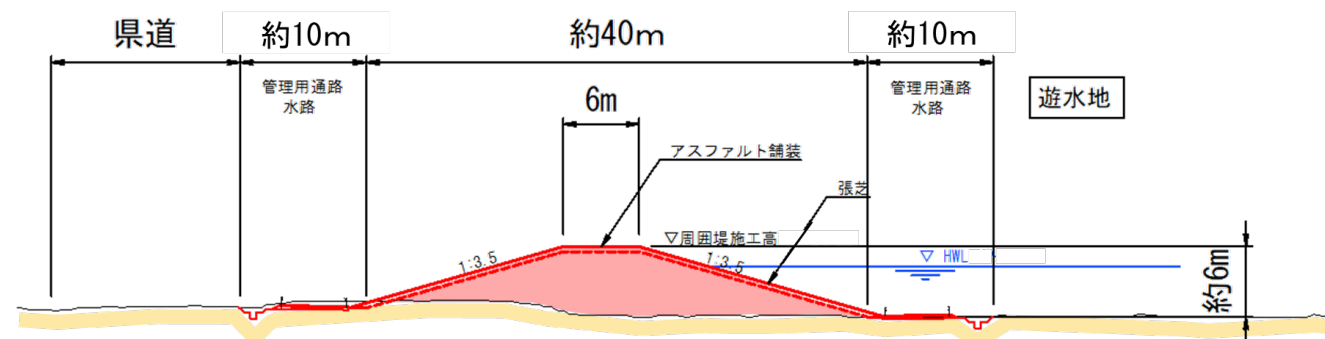
6. 道路機能の確保について

令和4年3月説明会資料再掲

- ・周囲堤により分断される道路については、周囲堤に坂路を設置し、現状の道路機能を確保していきます。
- ・周囲堤及び囲繞堤の脇に管理用通路を設置し、必要に応じて道路機能の確保していきます。

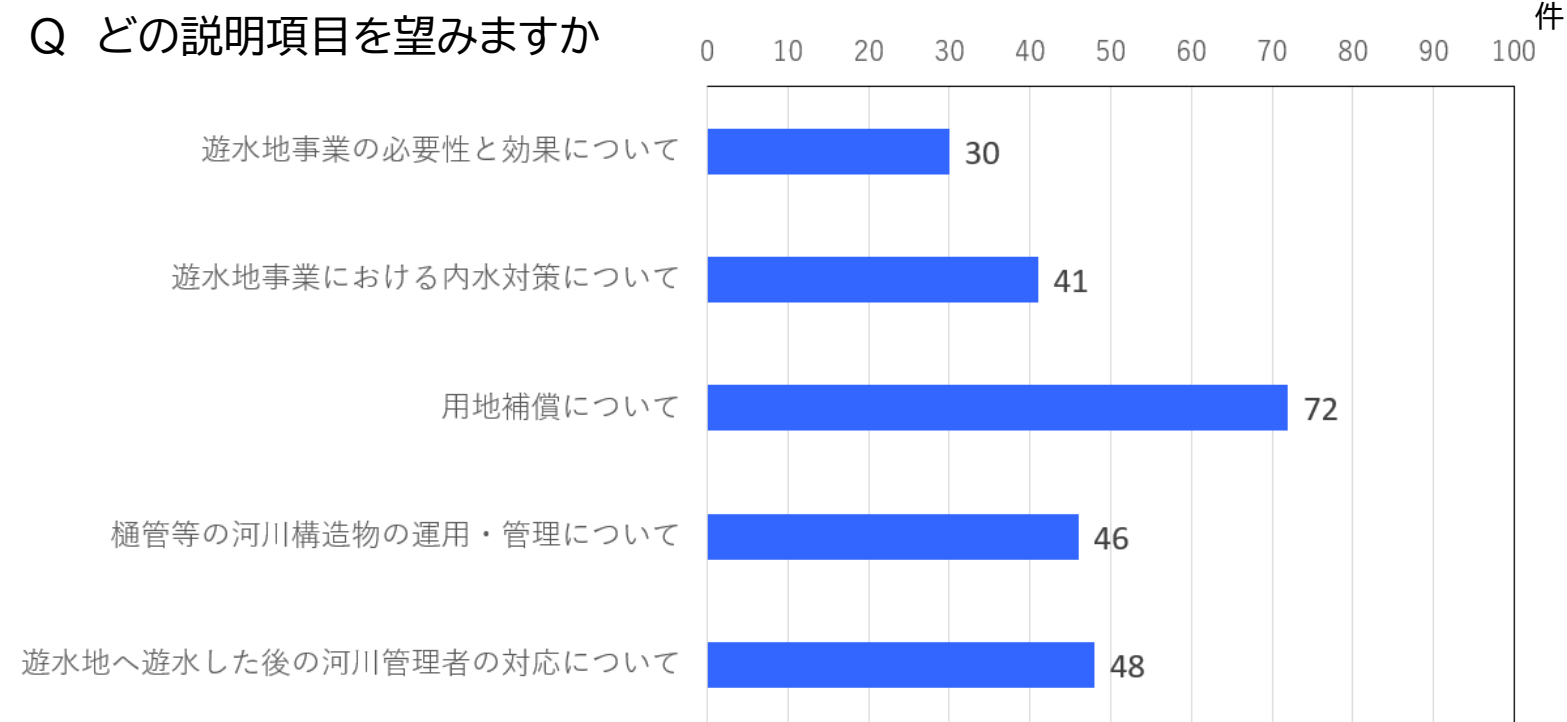


②周囲堤(しゅういてい)

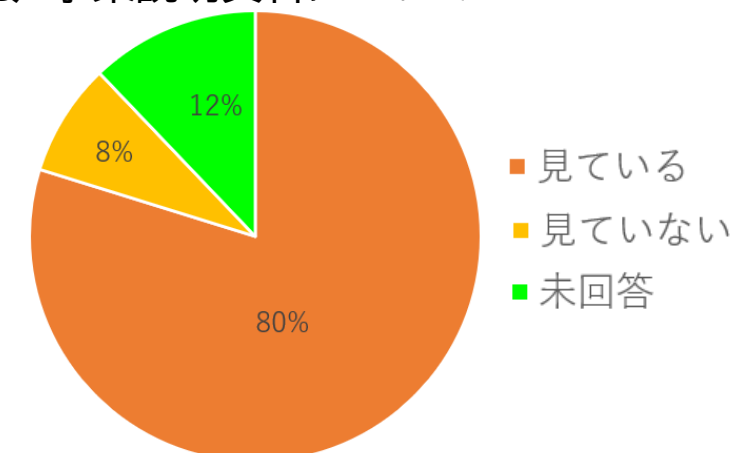


※全体の施設配置を概ね示したものであり、細部については変更となる場合があります。

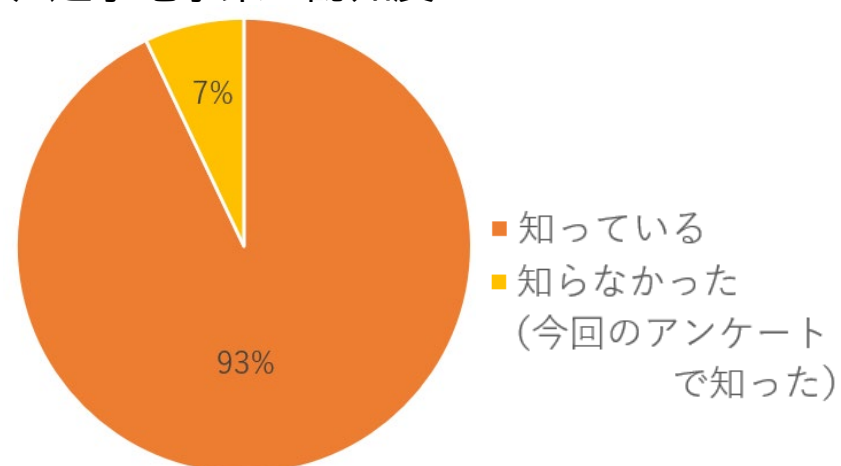
<土地所有者アンケート結果>



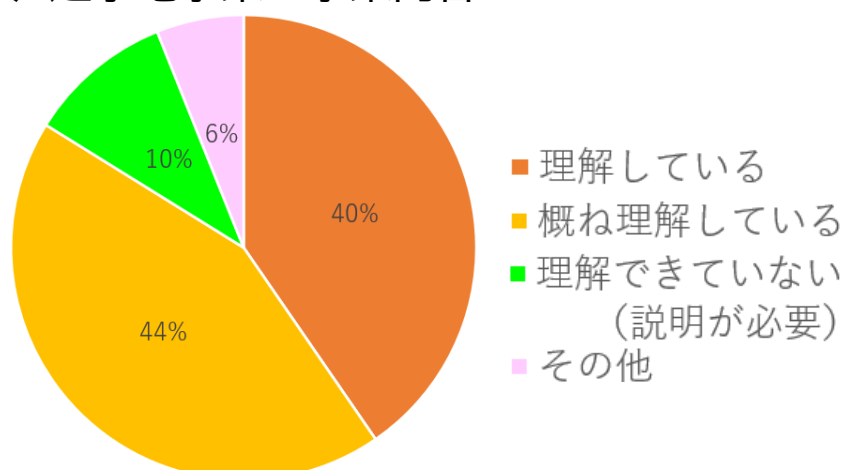
Q 事業説明資料について



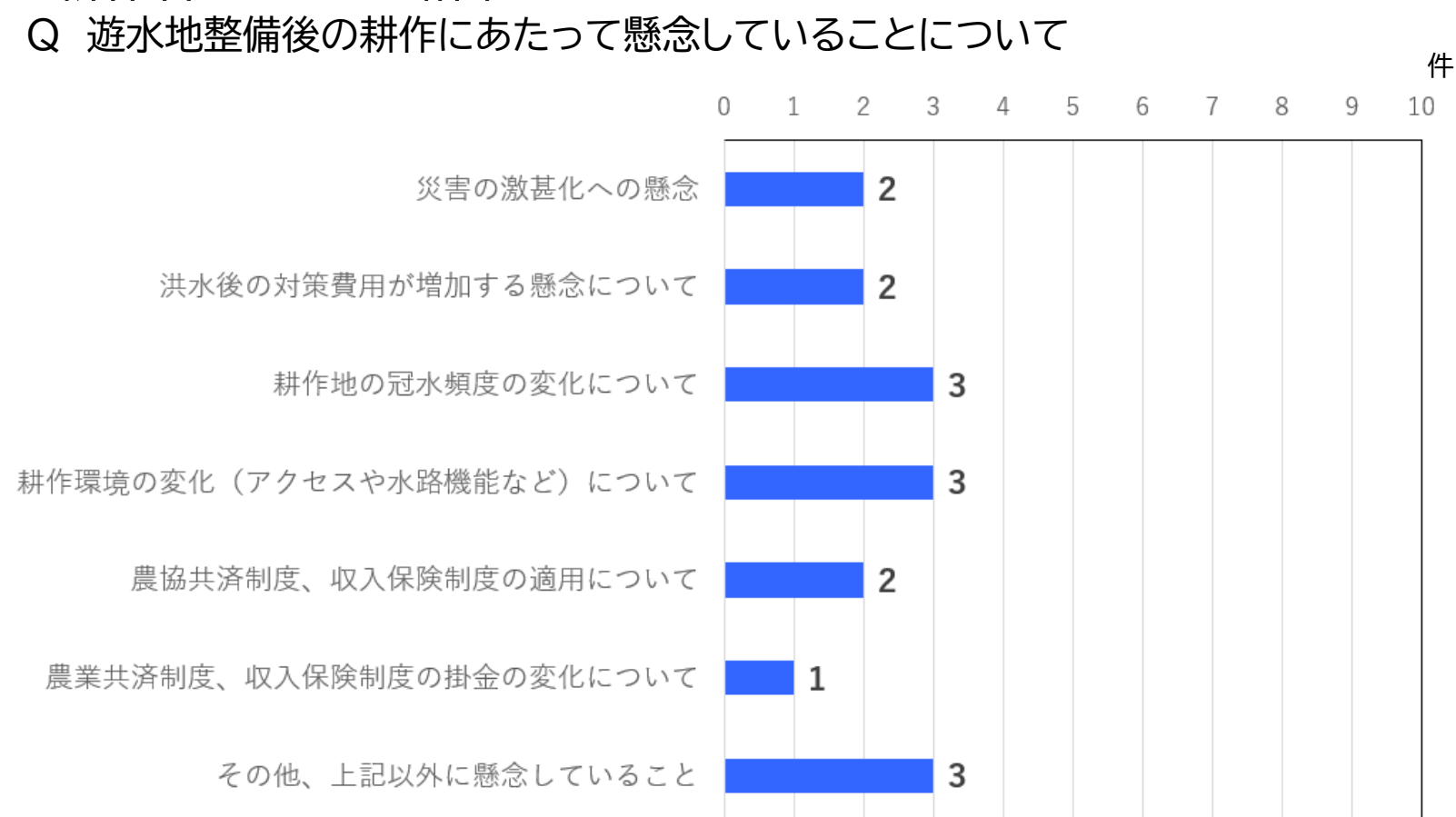
Q 遊水地事業の認知度について



Q 遊水地事業の事業内容について



<耕作者アンケート結果>



◆土地所有者からの意見

※主な意見は以下のとおり。

- 計画論に対する意見
 - ・樋管の整備、管理方法による懸念。
 - ・河川の草木を放置して流水の妨げになっていることが問題点としてあると思います。河川に十分な容量があっても、障害物で機能が発揮できていない点も対策していただきたい。
 - ・少しでも洪水の不安が無くなるなら賛成です。
- 内水関係に対する意見
 - ・遊水地のまわりの堤防ができると、地元に降った雨が住宅周辺にたまるか心配だ。
 - ・排水ポンプの設置は絶対条件。
 - ・内水のシミュレーションについて説明が必要。
- 補償関係に対する意見
 - ・計画区域の用地は全て買収の方向で検討頂きたい。
 - ・周囲堤などで生じる土地の買収(全買収)を希望する。
 - ・全て国の所有地として、耕作者が借りる形がよい。
 - ・事業範囲内の道路の利便性を確保して欲しい。
 - ・田圃への用水確保
 - ・遊水地内の圃場整備(農道の整備等)
 - ・遊水内ポンプの取り扱いについて
 - ・周囲堤により耕作面積減少により耕作利用価値低下が懸念。
 - ・土地の代替も希望します。
 - ・用排水路の復旧について管理者を明確にすべき。
 - ・用地に土砂が入った場合、誰が片づけるのか。
 - ・田んぼへの流入後、共済で賄えない分の保証をして欲しい。
- 防災・避難関係に対する意見
 - ・この後どんな台風がくるかはわからないので、家が水につからないことが一番大切です。
- その他の意見
 - ・地元要望に応えられるよう努力して下さい。
 - ・工事中の騒音、交通量の増加が懸念。

◆耕作者からの意見

※主な意見は以下のとおり。

- 内水関係に対する意見
 - ・集中豪雨は今まで以上に多くなることが懸念。
 - ・内水被害が以前より悪化する(民家への被害が増える)。
- 補償関係に対する意見
 - ・農地内の用水路がどのくらい代わるのか
 - ・遊水地の土地の評価が下がる
 - ・災害復旧費の負担が懸念。
 - ・お米の評価が下がる。
- その他の意見
 - ・整備を始めるのはいつ頃か。

遊水地整備に関する これまでの主なご質問に対する 荒川上流河川事務所の考え方 【（仮称）都幾川遊水地】

令和4年9月

本資料は、都幾川遊水地整備について関係する住民の皆様などから関係者説明会等でいただいたご意見に対する荒川上流河川事務所の考え方を示したものです。
本資料に記載されている内容は、令和4年9月時点のものであり、今後の検討状況等により内容が変更になる場合があります。
なお、変更となった場合には速やかに更新致します。

Q. 遊水地を整備する目的は何ですか。

R3.3回覧資料より

- 令和元年の洪水など、近年、洪水は激甚化、頻発化しており、川の中だけで洪水を抑え込むには限界があります。
- 入間川の流域でも、これまでも堤防の整備のほか、合流点の改修や排水機場の整備を実施してきましたが、令和元年洪水では甚大な被害が発生してしまいました。
- そのため、入間川流域緊急治水対策プロジェクトでは、都幾川、越辺川、入間川の水位を下げるための河道掘削や樹木伐採、堤防の嵩上げなどに加え、遊水地を整備することで、令和元年洪水と同規模の洪水を安全に流下させ、地域の安全性の向上を目指しております。

Q. 遊水地の大きさはどのように決めたのですか。

R3.3回覧資料より

- 令和元年洪水と同規模の洪水を計画高水位以下で安全に流下させるために必要な容量を確保することとしており、都幾川遊水地は、概ね300万m³が必要となります。

Q. 遊水地はいつ完成するのですか。

R3.3回覧資料より

- 遊水地の整備には地権者のみなさまや関係者のご協力が必要です。
これからも丁寧な説明をさせていただきながら、事業を進めてまいります。
- 地域の皆様の理解を得られた後、すみやかに整備を進めていきたいと考えております。

Q. 周囲堤・囲繞堤はどのくらいの高さになるのですか。

R3.3回覧資料より

- 周囲堤・囲繞堤の高さは地盤高との関係がありますが、概ね5～6m程度の高さを想定しています。
- また、堤防の法尻から約10m程度の幅で管理スペースを確保し、管理用通路や水路などを整備する予定です。

Q. これまで雨量が多い時には、早俣橋の下の田んぼは水浸しになっているが、今後、都幾川遊水地の周囲堤が整備されれば、これまで正代グランド方面に流れていた水が早俣地区に溜まり、これまで以上に浸水のおそれがあるため、ポンプの設置などの内水対策の検討をお願いします。

- ・周囲堤には新たに樋管が設置されるとのことだが、樋門開閉による浸水被害防止のため、排水ポンプの設置を要望する。
- ・早俣地区の内水処理対策として、農業用排水路の整備、危機回避のための排水ポンプ施設を要望する。
- ・内水対策として大下に排水ポンプの設置を要望する。
- ・早俣地区の排水ポンプの排水先は、都幾川としてほしい。

○現在でも都幾川遊水地の整備を計画している地域の周辺では、内水により田んぼ等の浸水被害が発生していることを承知しています。

○都幾川遊水地の整備により、現在よりも内水による被害が拡大しないよう、周囲堤樋管部のポンプ設置等の対策を検討しているところです。

Q. 東松山市あずま町の方から水が流入してきたことを想定した場合の水位の
高さ等は、シミュレーションを行った上で水位の高さなどを検討しているのか。

Q. 周囲堤部分の樋管を閉じた場合、内水が貯まるようになるが、内水を貯める
池の計画がない。西側の空いている部分に調節池などで内水を貯留すること
は考えないのか。

○現在でも都幾川遊水地の整備を計画している地域の周辺では、内水により田んぼ等の
浸水被害が発生していることを承知しています。

○都幾川遊水地の整備により、現在よりも内水による被害が拡大しないよう周囲堤樋管部
のポンプ設置等の対策を検討しているところであり、今後、検討結果を説明してまいりま
す。

Q. 地役権設定登記完了後に一括払いで一度きりの補償金とのことだが、河川区域として制限が発生することから、一度で支払う額と同額の定時期間毎に支払いを要望する。

Q. 地役権補償の一括払いは何年分の補償なのか。補償期間は決まっていないのか。

○地役権の補償は、

- ①越流堤設置に起因する浸水及び冠水の認容、
 - ②遊水地の機能の保全の妨げとなる工作物の設置、その他の行為の禁止、
- の2点について、土地所有者のご了解を頂く地役権設定登記に伴い、土地の利用が妨げられることに対する補償となります。

○そのため、補償期間に応じた補償ではなく、権利設定の対価としての補償となります。

○地役権設定補償額は、一般的には土地価格に土地の利用制限の程度に応じた一定の率を乗じることにより算定しており、地役権設定登記をすることに伴う一括での補償が基本となっております。

Q. 地役権補償の場合、固定資産税は末代まで払い続けなければならないのか。借りてくれるなら20年間のお金を一度に支払うという風に、期間を切ってもらった方がやり易い。そうで無ければ倅や孫の代まで続く。農業を止めても税金だけ取られる。期限を切ってもらった方が納得し易い。

○地役権の補償は、

- ①越流堤設置に起因する浸水及び冠水の認容、
 - ②遊水地の機能の保全の妨げとなる工作物の設置、その他の行為の禁止、
- の2点について、土地所有者のご了解を頂く地役権設定登記に伴い、土地の利用が妨げられることに対する補償となります。

○そのため、補償期間に応じた補償ではなく、権利設定の対価としての補償となります。

○地役権設定補償額は、一般的には土地価格に土地の利用制限の程度に応じた一定の率を乗じることにより算定しており、地役権設定登記をすることに伴う一括での補償が基本となっております。

○土地所有者は変わりませんので、固定資産税の負担者についても現状と変わりません。

Q. 周囲堤の築堤により水田が河川区域となることから、都幾川遊水地全体の買収を要望する。

その際、耕作希望者への貸出の検討をお願いします。

Q. 地役権補償ではなく用地取得、または地役権補償した土地を国で借地してもらいたい。

○都幾川遊水地の整備にあたっては、地域の安全・安心の確保と優良農地の保全が大事だと考えており、地役権の設定による整備を予定し、進めていきたいと考えております。

○遊水地の区域のうち、河川管理施設の整備を行わない田んぼや畑等については用地取得は行わず、地役権を設定し、基本的には遊水地整備後もこれまでと同じように土地利用頂けます。

○遊水地内の地役権を設定した土地には、遊水地の機能の保全の妨げとなる工作物の設置制限が生じます。

○一方で、周囲堤、排水門、初期湛水地、減勢池及び地内水路などの河川管理施設を整備する必要があり、これらの整備にあたっては用地を取得する必要があります。

○なお、現行制度において、河川管理施設等として取得した土地については、耕作者へ借地（占用）させることはできません。

Q. 地役権の補償はいくらですか。

R3.3回覧資料より

○地役権の補償は、

- ①越流堤設置に起因する浸水及び冠水の認容、
 - ②遊水地の機能の保全の妨げとなる工作物の設置、その他の行為の禁止、
- の2点について、土地所有者のご了解を頂く地役権設定登記に伴い、土地の利用が妨げられることに対する補償となります。

○そのため、補償期間に応じた補償ではなく、権利設定の対価としての補償となります。

○地役権設定補償額は、一般的には土地価格に土地の利用制限の程度に応じた一定の率を乗じることにより算定しており、地役権設定登記をすることに伴う一括での補償が基本となっております。

Q. 遊水地内の施設の補償はどうなるのですか。

R3.3回覧資料より

○遊水地内で河川管理施設整備に伴い買収を計画している範囲の物件については、基本的に遊水地の外への移転対象となります。

○なお、地役権設定を計画している範囲の物件については、現状の営農等の土地利用継続に必要な施設として、遊水地内での存置等について、今後、個別に検討する必要があると考えています。

Q. 都幾川遊水地内に洪水が流入した場合、堆積した土砂の撤去及び施設復旧は国は行わないとしているが、災害が発生した場合の復旧は国の援助が必要なことから農家への支援を要望する。

○遊水地に洪水が流入した場合、河川管理者ができる対応の検討を進めていきたいと考えております。

○遊水地の整備にあたっては、中小規模の洪水の流入時や内水の流入時に、遊水地内の農地の冠水ができる限り抑えられるよう、初期湛水地や地内水路等の整備を進めてまいります。

○これまで農地の災害復旧事業を所管する関東農政局に遊水地内における制度の適用、冠水頻度の変化による制度の適用、遊水地における適用事例などについて、意見照会を行うなど対応させて頂いております。

○あわせて、埼玉県、東松山市とも連携をさせて頂き、大規模災害時の対応については、引き続き、検討をさせていただきます。

Q. 流入したゴミ、土砂の撤去は誰が行うのか。

- 遊水地の整備にあたり、他の地域での遊水地整備時の対策事例を参考に、できるだけ遊水地内にゴミや土砂が流入しないような対策を検討してまいります。
- 具体的には、初期の洪水を受け止める初期湛水地の整備や初期湛水地での浮遊ゴミ対策の整備等を検討してまいります。
- なお、遊水地内に貯まったゴミや土砂の撤去については、各施設の管理者での対応が基本となりますが、災害の発生に起因した土砂の堆積や農業施設の復旧は国による災害復旧制度があります。
- これまで農地の災害復旧事業を所管する関東農政局に遊水地内における制度の適用、冠水頻度の変化による制度の適用、遊水地における適用事例などについて、意見照会を行うなど、対応させて頂いております。
- あわせて、埼玉県、東松山市とも連携をさせて頂き、大規模災害時の対応については、引き続き、検討をさせていただきます。
- さらに、遊水地に洪水が流入した場合、河川管理者ができる対応の検討を進めていきたいと考えております。

Q. 遊水地への洪水の流入により浸水した農作物の補償はどうするのか。

- 遊水地の整備にあたっては、中小規模の洪水の流入時や内水の流入時に、遊水地内の農地の冠水ができる限り抑えられるよう、初期湛水地や地内水路等の整備を進めてまいります。
- しかしながら、現時点で国土交通省が対応できる農作物への補償制度はありません。
- そのため、農作物の補償については、これまでも農業共済を運営する埼玉県農業共済組合に遊水地内における制度の適用、冠水頻度の変化による制度の適用、遊水地における適用事例などについて、意見照会を行うなど、対応させて頂いております。
- 農作物の被害については、一般的に風水害等の気象上の原因による災害等に起因して、農作物等の損害を受けた場合については、農業共済に加入している農業者の方に対しては、農業保険法の規定に基づき、農業共済から損害の程度に応じて補償が行われるので、農業共済組合等にご相談下さい。

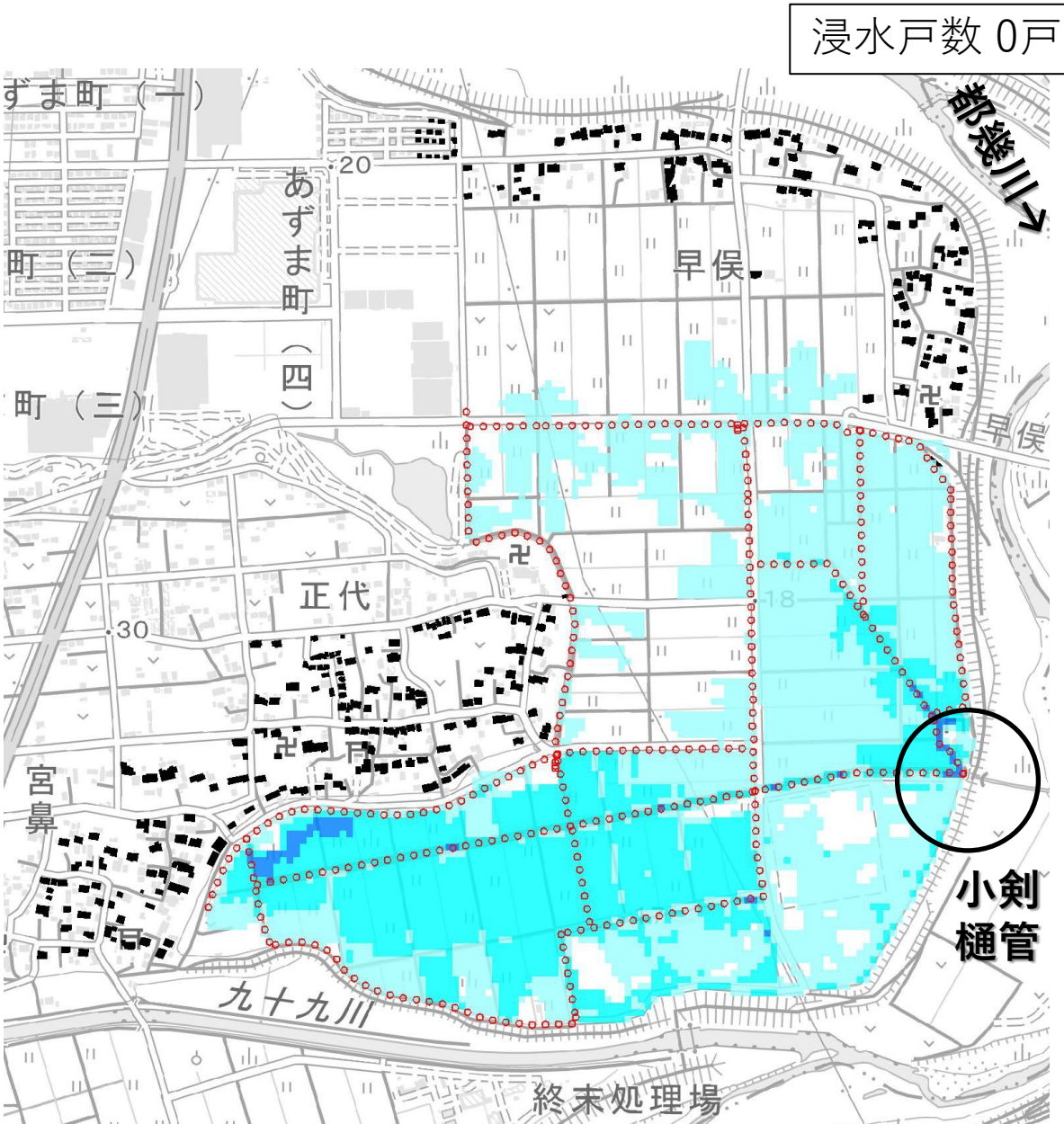
Q. 説明会を開催し、住民への情報提供をして欲しい。

- 都幾川遊水地整備に関しては、令和4年3月17日及び19日に東松山市高坂市民活動センターで説明会を実施し、事業範囲内に土地をお持ちの皆様、関係機関・地区の代表者の皆様及び地域にお住まいの皆様に参加をしていただきました。
- 今後の説明会については、これまでに頂いたご意見・ご要望を踏まえて適切な段階で開催させていただき、事業へのご理解、ご協力を得て参りたいと思います。

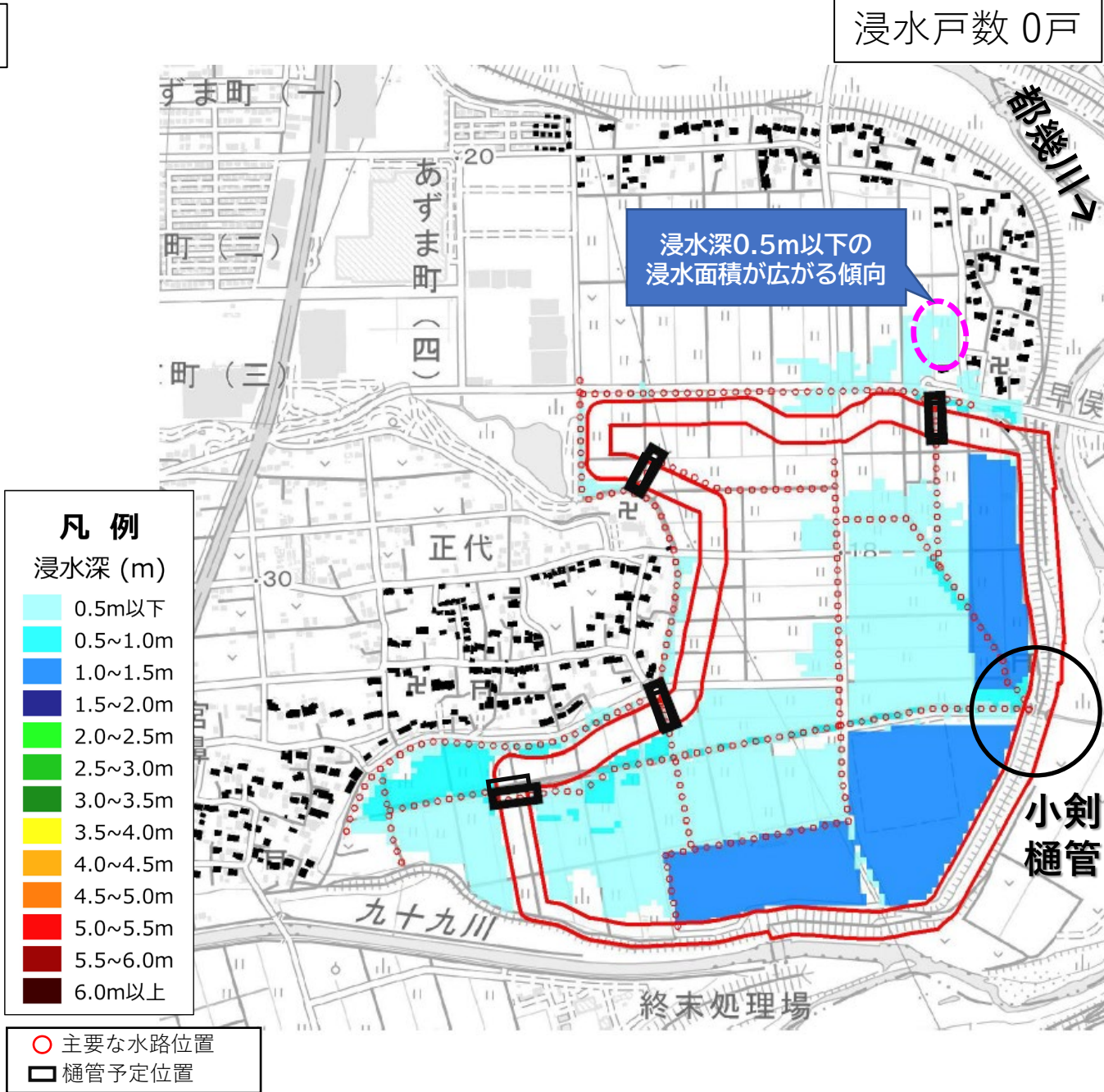
9. 遊水地整備後の内水への影響について

・東松山市で計画されている規模の雨が降った場合、遊水地整備することでどのような影響があるのか、シミュレーションを実施しました。

1. 現況（遊水地なし）【最大浸水深】



2. 遊水地整備後（遊水地あり）【最大浸水深】



■ 検討したシミュレーションの条件 ■

- ・雨は東松山市下水道計画(時間最大雨量57mm/h)とする
- ・小剣樋管は閉鎖し、周囲堤に新たに設置した樋管は全開とする
- ・都幾川から遊水地内へ流入していない条件とする
- ・都幾川は令和2年度の河道の状況とする
- ・主要な水路のみモデル化し、検討を実施。
- ・遊水地整備後は、初期湛水地及び減勢工は整備済みで検討実施。

1. 流域治水

新規事項 災害復旧事業による遊水地内の迅速な堆積土砂撤去

- 遊水地で洪水貯留を行ったのち、土砂等※が遊水地内に堆積し、洪水調節機能や施設機能に影響を及ぼす場合には、早期に機能を復旧させるため、災害復旧事業として堆積土砂等の撤去が可能な制度を拡充。

※土砂等：土砂、流木、塵芥

背景・課題

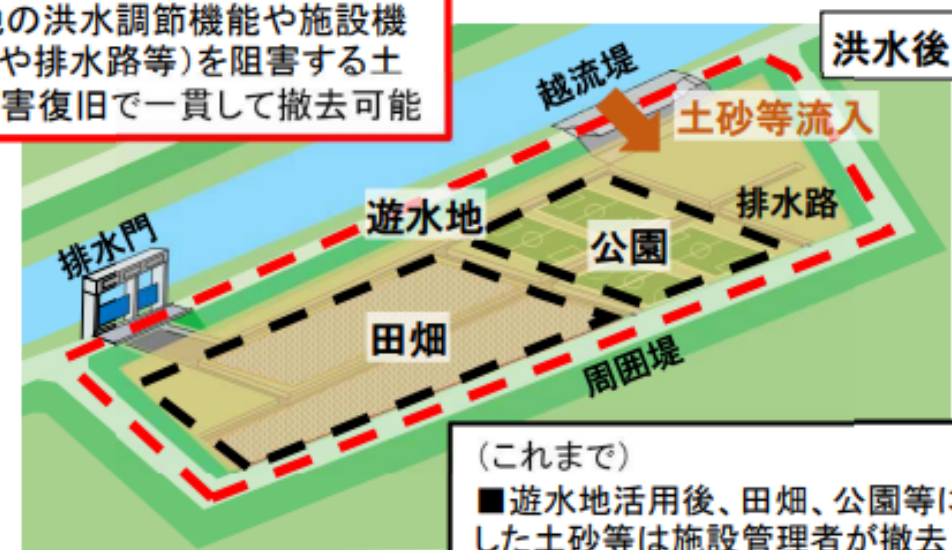
- 洪水貯留後に遊水地内に土砂堆積等が発生した場合、施設管理者が自ら土砂等を撤去。
- 堆積土砂の撤去に時間を要する場合は、次期洪水に対して洪水調節機能の低下が懸念。
- 河川維持管理予算や、施設管理者による費用負担には限界があり、迅速な土砂撤去が困難であることから、激甚化・頻発化する洪水に対応できないおそれ。

新規事項

- 遊水地における洪水貯留後に堆積した土砂等の撤去を、災害復旧で実施可能とする。
- 対象：**河川管理者（国、都道府県等）
拡充内容：土砂等の堆積により遊水地の洪水調節機能や施設機能（水門や排水路等）を阻害する場合に、当該土砂等の撤去を災害復旧事業の対象に追加

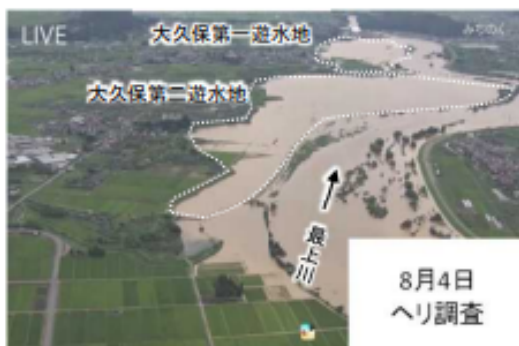
（今後）

■ 遊水地の洪水調節機能や施設機能（水門や排水路等）を阻害する土砂等を災害復旧で一貫して撤去可能



（これまで）

■ 遊水地活用後、田畑、公園等に堆積した土砂等は施設管理者が撤去



【遊水地への湛水状況（令和4年8月4日）】



【遊水地内の堆積事例】

- 農地・農業用施設への土砂堆積や冠水にともなう農地・農業用施設、農機具の被害に対して、一定程度の条件※はありますが、様々な復旧支援制度があります。
- 一定程度の条件※に該当し、かつ復旧事業費が40万円以上の時は、国（農林水産省）の災害復旧事業が適用されます。
復旧事業費が40万円未満の場合は、市の災害復旧事業やその他支援金などを活用できる場合があり、既存の制度を最大限に活用して復旧支援を行います。

復旧事業費	復旧方法	
40万円以上	農地・農業用施設災害復旧事業(農林水産省) ※令和元年の実績あり	
40万円未満 13万円以上	農地等小災害復旧事業債 (市) ※激甚災害指定の場合 ※令和元年の実績あり	単独災害復旧事業 (市)
13万円未満	多面的機能支払い交付金 (活動組織) ※被災した農業用施設の 復旧も可能	
		災害の実績により支援金の措置(農林水産省) ■持続的生産強化対策事業 (産地緊急支援対策) → 例:稲わら等の撤去 ■強い農業・担い手づくり 総合支援交付金 → 例:ハウス部材の撤去、 農機具の再取得 など

※農地・農業用施設災害復旧事業の対象となるのは、『異常な天然現象』とされており、降雨であれば「24時間雨量が80mm以上、時間雨量が20mm以上」であり、洪水であれば「はん濫注意水位以上」のため、遊水地への流入ははん濫注意水位以上とすることが見込まれるため、『異常な天然現象』に該当するものと考えられます。

■農業保険制度は、農業保険法に基づき、自然災害や不慮の事故によって農業者が受ける損失を補填する「農業共済制度」と、農作物の需給要変動等による農業者ごとの収入減を補填する「収入保険制度」からなる国の公的保険制度です。

【農業共済制度】農業共済事業「農作物共済(水稻)」

■農作物共済(水稻)は、農作物(水稻)が自然災害等の被害を受けた場合に減収量等に対して損失補填をします。

＜主な補償内容＞

■主なメニュー

以下のメニューから、 農業者が選択できます		共済金支払条件	共済金の算定に用いる収穫量
地域インデックス方式		農業者ごとに補償対象となる事故が発生した場合であって、市町村ごとの統計データによる収穫量が9割を下回った場合	農林水産等計の収穫量
半相殺方式		農業者ごとに、共済事故により収穫量が8割を下回った場合	損害評価員等の被害ほ場の現地調査による収穫量
全相殺方式		農業者ごとに、共済事故により収穫量が9割を下回った場合	JA等の出荷資料や税務申告の帳簿による収穫量(又は生産金額)

※一筆が全損の場合は、その耕地の基準収穫量を減収量とみなして共済金を支払う一筆全損特約が、特約を付加せずに全ての引受方式に適用されます。
※一筆半損特約を付加した場合は、ほ場ごとに半損以上の減収があった場合共済金が支払われます。

【収入保険制度】農業経営収入保険事業「収入保険」

■収入保険は、様々なリスクから農業経営を守ります。

加入できる方:青色申告を行っている農業者(個人・法人)です。

■補償内容:保険期間の収入(農産物の販売収入)が、基準収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を上限に補てんします。

収入保険は、自然災害や価格低下だけでなく、
農業者の経営努力では避けられない収入減少が補償の対象です

自然災害等で減収

市場価格が下落

災害で作付不能

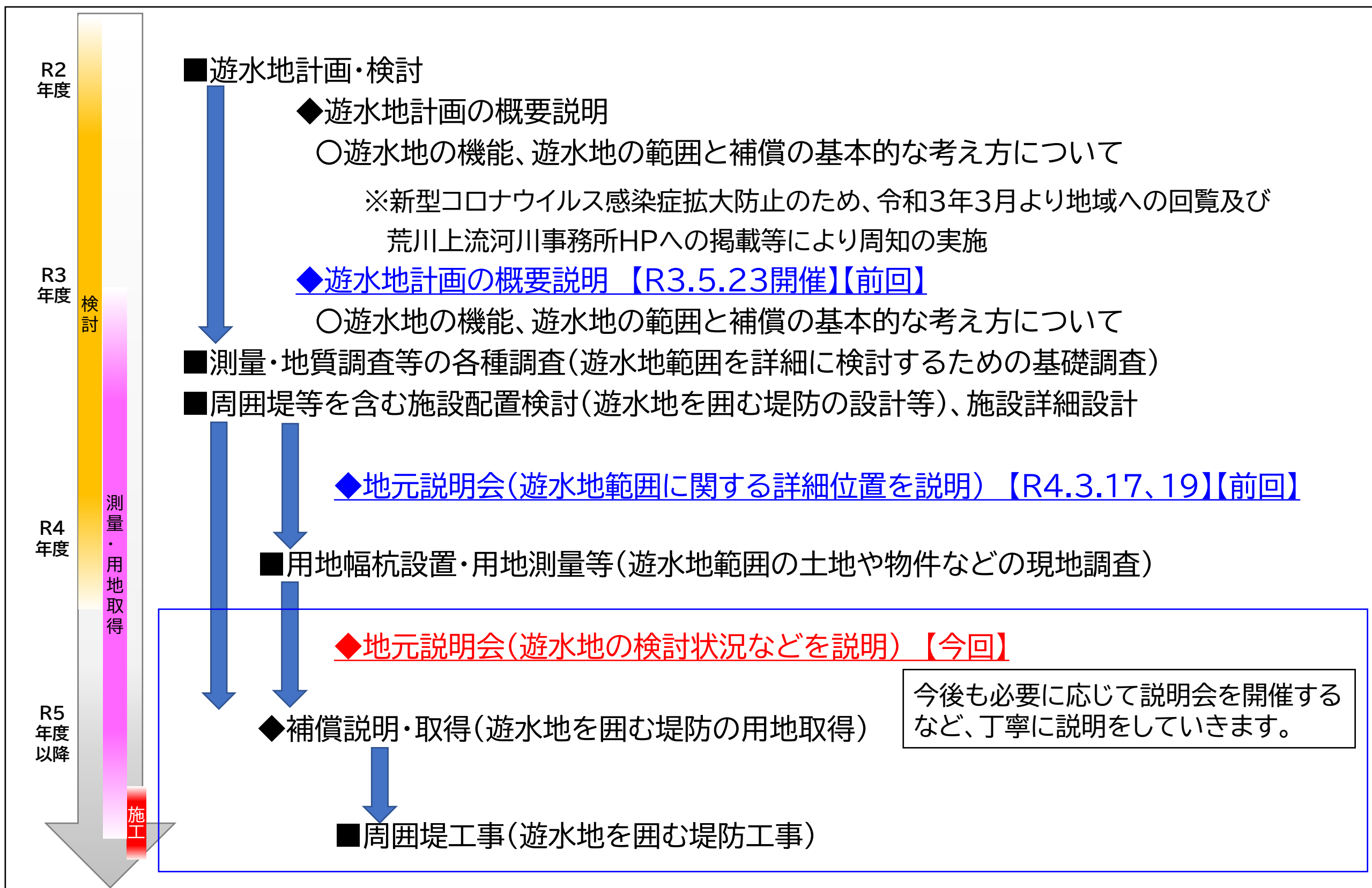
けがや病気で収穫不能

倉庫の浸水被害

取引先の倒産

盗難や運搬中の事故

為替変動で大損



※遊水地整備に伴い必要となる施設の検討や遊水地内の補償の調整なども並行して進めていきます。

※現時点の大まかなスケジュールであり、必要に応じ見直す場合があります。